

道路維持管理計画書

令和7年4月

国土交通省 関東地方整備局

甲府河川国道事務所

目次

1. 管理方針	
(1) 道路維持管理の現状と課題	2
(2) 道路維持管理の基本方針	2
2. 管理計画	
(1) 目的	4
(2) 管理路線	4
3. 日常管理	
(1) 道路巡回	6
(2) 道路清掃	7
(3) 除草	8
(4) 剪定	9
(5) 応急処理等	10
(6) 設備点検	10
(7) 除雪	11
4. 老朽化対策	
(1) 目的	13
(2) 実施方針	13
(3) 橋梁、トンネル等の点検結果の公表	13
5. 防災・震災対策	
(1) 防災対策	13
6. ICT・AI等の新技術活用	
(1) 現在の取り組み	14
(2) 今後の取り組み予定	14
7. その他	
(1) 冠水対策	14
(2) 窓口業務	15
(3) その他	16
(4) 問い合わせ先	17

1. 管理方針

(1) 道路維持管理の現状と課題

関東地方整備局は、関東地方の1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）の一般国道（指定区間）及び高速自動車国道（新直轄区間）を管理しています。

関東地方は、全国のおよそ1割の面積に、4割近い人口と経済が集積し、首都中枢機能を担っています。その中で国道は、①経済・社会活動の基盤としての中枢的な交通インフラとしての機能、②国際物流や都県を越える人流、物流を担うなど、広域的な交通を確保する機能、③災害時や降雪・豪雪等の異常気象時においても可能な限り交通を安定的に確保又は定時性を保持し、幹線道路交通の信頼性を確保する機能、④都市内の空間を形成し、防災上や環境上も重要な影響を与えるなど、空間を形成する機能などを有するなど、重要な役割を果たしています。

この重要な国道については、道路の機能を保つため日々パトロールなどの点検作業や、損傷に対する補修作業などを行っておりますが、橋梁、トンネルなどの道路構造物の老朽化が進み、損傷などの不具合が発生しており、今後、補修・更新に要する費用や日常の維持管理に要する経費が増大することが予想され、今後の道路維持管理の重要性が改めて認識されてきています。

このような状況において、今後も効率的な日常管理や補修等が求められており、時代の変化に対応した国民のニーズの把握を行い、今後さらなるコスト削減を図り、効率的・効果的な道路維持管理を行っていく必要があります。

(2) 道路維持管理の基本方針

1) 道路維持管理の方向性

限られた道路維持管理予算、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境の確保する事を基本とした維持管理を実施します。

2) 計画的な維持管理

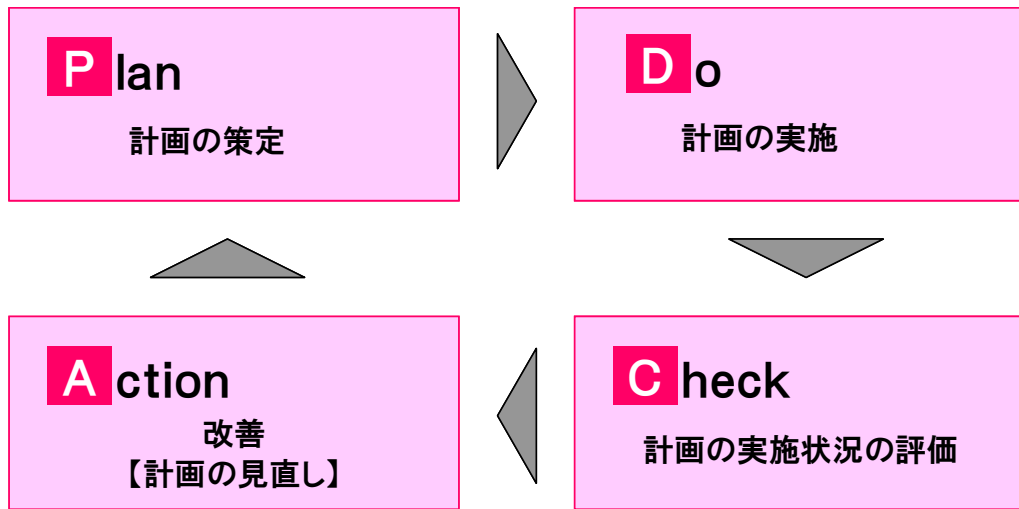
道路施設のライフサイクルコストの縮減等を図るために、将来に渡り安全で安心な道路サービスを提供するため、定期的に道路施設の状態を点検し、劣化や損傷等を早期に処置をすることにより、道路施設の長寿命化を図る等、計画的な維持管理を実施します。

3) 執行管理のあり方

地域の実情や路線特性に応じた安全・安心な道路環境を確保するための道路維持管理に関する実施方針として策定した「維持管理計画」に基づき、維持管理を実施します。

実施した内容について、把握・分析・評価を行い、計画の改善を行う事により、次年度の計画に反映させるマネジメントサイクルに取り組みます。

Plan（計画） …「道路維持管理計画」を策定します。
Do（実施） …「道路維持管理計画」に沿って適切な管理を実施します。
Check（評価） …維持管理の実施状況の把握・分析・評価を行います。
Action（改善） …執行管理（分析・評価）を基に、計画を改善します。



※PDCAサイクル:「計画策定(Plan)、施策・事業の実施(Do)、点検・評価(Check)、施策の見直し(Action)」

2. 管理計画

(1) 目的

交通・沿道状況や気象条件など路線毎の異なる特性を捉え、維持管理コストの縮減を図り、一般交通に支障をきたさないよう道路を常時良好な状態に保ち、道路利用者などに対して安全で円滑な交通を確保し、適切な管理水準による効率的な維持管理を行います。

本維持管理計画に基づき、適切かつ効率的に道路管理を実施し、各種管理データや道路利用者等の意見・要望から課題等を把握します。その課題に対する検証を行い、計画の改善を図りつつ、適切に道路管理を行ってまいります。

(2) 管理路線

1) 管理路線

当事務所では、山梨県内の国道20号、国道52号、国道138号、国道139号、中部横断自動車道（新直轄区間）の5路線を、大月出張所、甲府出張所、峡南国道出張所、富士吉田国道出張所、大和国道出張所の5つの出張所で道路の維持管理を行っております。

各出張所の管理区間等は下表のとおりです。



出張所名	路線名	延長(km)	合計	管理区間	車線数
		路線別			(R3センサス交通量: 百台/日)
大月出張所	20号	26.254	48.808	神奈川県境から大月市大月町初狩まで (上野原市、大月市の一部)	2車線 (101～173)
	20号 大月BP	3.000		起点から終点まで (大月市内)	2車線 (102)
	139号	13.163		西桂町・都留市境から国道20号交差点まで (都留市・大月市の一部)	2車線 (84～180)
	139号 都留BP	6.391		起点から終点まで (都留市内)	2車線 (103)
甲府出張所	20号	43.013	63.165	笛吹市・甲府市境から長野県境まで (甲府市、昭和町、甲斐市、韮崎市、北杜市)	2～4車線 (56～474)
	52号	19.628		富士川町・南アルプス市境から終点まで (南アルプス市、韮崎市、甲斐市、甲府市)	2～4車線 (79～132)
	52号 上石田改良	0.524		甲府市上石田1丁目から2丁目まで (甲府市内)	4車線 (90)
峡南国道出張所	52号	52.559	80.949	静岡県境から富士川町・南アルプス市境まで (南部町、身延町、富士川町)	2車線 (27～114)
	中部横断 自動車道	28.390		富士ICから六郷ICまで (南部町、身延町、市川三郷町)	2車線 (69～90)
富士吉田国道出張所	138号	14.248	46.210	起点から静岡県境まで (富士吉田市、山中湖村)	2～4車線 (68～119)
	139号	31.962		静岡県境から西桂町・都留市境まで (富士河口湖町、鳴沢村、富士吉田市、西桂町)	2～4車線 (68～266)
大和国道出張所	20号	31.129	31.129	大月市初狩町下初狩から笛吹市・甲府市境まで (大月市内の一部、甲州市、笛吹市)	2～4車線 (84～215)
総合計		270.261	270.261		

※中部横断自動車道は山梨県内の新直轄区間を管理する。

2) 事前通行規制区間

当事務所では、国道20号4箇所と国道52号2箇所の計6箇所において事前通行規制区間を有しており、事前通行規制の解消に向け、防災対策事業を実施しています。

番号	路線名	規制区間名	規制区間	規制延長 (km)	※1) 規制基準値 (連続雨量)	通行規制要因
①	国道20号	上野原	自) 上野原市井戸尻	0.6	連続雨量300mm又は、 連続雨量250mm かつ時間雨量50mm	土砂崩壊
			至) 上野原市腰巻			
②	国道20号	梁川	自) 上野原市四方津	1.5	200mm	土砂崩壊、落石
			至) 大月市梁川町新倉			
③	国道20号	初狩	自) 大月市真木	0.9	連続雨量300mm 又は、連続雨量250mm かつ時間雨量60mm	土砂崩壊
			至) 大月市初狩町初狩			
④	国道20号	初鹿野	自) 甲州市大和町鶴瀬	2.6	200mm	土砂崩壊、落石
			至) 甲州市勝沼町柏尾			
⑤	国道52号	万沢	自) 南巨摩郡南部町境川	4.8	300mm	土砂崩壊、落石
			至) 南巨摩郡南部町越渡			
⑥	国道52号	古屋敷	自) 南巨摩郡身延町波木井	2.4	150mm	土砂崩壊、落石
			至) 南巨摩郡身延町古屋敷			

※1) 規制基準値

規制基準値とは、通行規制区間毎に定めている通行規制を開始する雨量をいいます。降り始めからの連続した降雨量の累計が規制基準値に達すると、通行止めとなります。



3. 日常管理

(1) 道路巡回

1) 目的

路面や路肩・路側、法面の状況、交通安全施設等の道路附属物やトンネル等の道路構造物の状況を確認するとともに、道路工事・占用工事の工事状況や交通の状況の把握、不法占用・不正使用の把握を目的に行うものです。

2) 実施方針及び頻度

①一般国道

- ・通常巡回は、車道、歩道路面など異状箇所確認のため、原則として2日に1回道路巡回により実施します。巡回は主に道路パトロールカー等により目視で確認、または、目視と同等の確認が行うことができる情報が得られると判断した支援技術により確認します。なお、支援技術を用いる際には、その機器等の特性や結果の利用方法を踏まえて適切に選定します。
- ・定期巡回は、橋梁などの道路施設の異状箇所の状況確認のため、原則として1回／年（各施設）の状況確認を実施します。
- ・異常時巡回は、台風などの異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可能等の確認のため適宜実施します。

②新直轄区間（中部横断自動車道）

- ・通常巡回は、車道、歩道路面など異状箇所確認のため、原則として1日に2回道路巡回により実施します。巡回は主に道路パトロールカー等により目視で確認、または、目視と同等の確認が行うことができる情報が得られると判断した支援技術により確認します。なお、支援技術を用いる際には、その機器等の特性や結果の利用方法を踏まえて適切に選定します。
- ・定期巡回は、橋梁などの道路施設の異状箇所の状況確認のため、原則として1回/年（各施設）の状況確認を実施します。
- ・異常時巡回は、台風などの異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可能等の確認のため適宜実施します。



〈通常巡回〉



〈道路施設の定期巡回〉

（2）道路清掃

1）目的

道路清掃は、通行車両や歩行者等の安全な通行を確保するため、通行に支障となる車道及び歩道上の土砂や落葉の堆積物等を除去するために清掃を行うものです。

2）実施方針及び頻度

・路面清掃

路肩付近の土砂や落葉等を除去することにより、交通事故防止・沿道環境の保全等を図ることを目的に車道路肩部の清掃を実施します。

清掃頻度については、土地利用状況や交通状況を考慮し、DID 地区等では最大年間 6 回、それ以外の地区では年間 1 回を目安とし、清掃の実施にあたっては、道路巡回等で必要性を確認し実施します。

※DID 地区（人口集中地区）：人口密度が 4,000 人/km² 以上の基本単位が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区に設定されます。



〈路面清掃〉

- ・ 歩道清掃

イチョウ等の街路樹からの落葉除去のために歩道部の清掃を実施します。
(人力清掃)



〈歩道清掃〉

- ・ 排水構造物清掃

排水系統、流末の処理能力などを確保するために、排水施設に堆積している土砂を除去します。



〈側溝清掃〉

(3) 除草

1) 目的

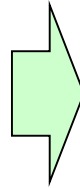
法面や中央分離帯等の雑草繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、除草を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

道路巡回などにより繁茂状況を確認した上で、原則として5月～11月頃に実施します。



〈除草（法面）実施前〉



〈除草（法面）実施後〉

(4) 剪定

1) 目的

植樹帯及び中央分離帯等の植栽繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するため、また沿道環境の向上のために剪定を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

植樹帯及び中央分離帯などに植栽している高木、中木及び低木について、樹種等に応じて剪定時期を設定し植栽管理を実施します。
主な樹種毎の剪定時期は原則、下表のとおりとしますが、樹種による成長速度に違いや樹種の配置等を踏まえ、適切な頻度で管理を行います。

路線	樹種	高・中・低木	回数（目安）	備考
国道20号	イチョウ	高木	1回／3年	
国道52号	トウカエデ	高木	1回／3年	
国道139号	シラカンバ	高木	1回／3年	
国道52号	サザンカ	中木	1回／3年	
全路線	ツツジ類	低木	1回／3年	



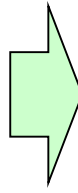
〈高木剪定（イチョウ）実施前〉



〈高木剪定（イチョウ）実施後〉



〈低木寄植剪定 実施前〉



〈低木寄植剪定 実施後〉

(5) 応急処理等

1) 目的

道路巡回や通報などにより発見、確認された交通の安全確保など道路管理上、緊急的に措置が必要なものについて、応急的に処理（補修）を実施します。

2) 実施方針

路面異状（ポットホール、段差など）処理（補修）、落下物回収及び交通事故などの路面油処理などを迅速かつ適切に行います。



〈路面油処理〉

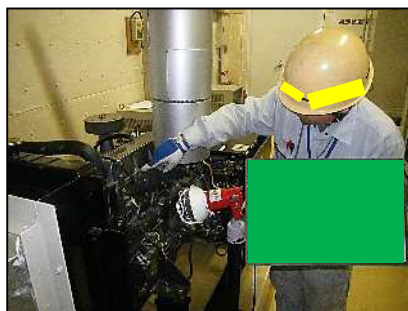


〈倒木処理〉

(6) 設備点検

1) 目的

道路管理を行う上で重要な道路管理施設（道路情報板、道路排水設備（ポンプ）等）について、点検により健全度を把握するとともに、適切に作動するように管理します。



〈無線中継所非常発電設備点検〉



〈道路排水設備（機能点検）〉



〈CCTV（機能点検）〉



〈トンネル非常警報施設点検〉

（７）除雪

１）目的

除雪作業は、冬期における道路交通を確保するため、積雪、気象状況、道路交通状況等を把握した上で、除雪・凍結防止作業など実施します。

２）実施方針

・新雪除雪

新雪除雪は、5cm～10cm 程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施します。



〈グレーダーによる新雪除雪〉



〈小型除雪機による運搬排雪〉

・路面整正

路面整正は、連続降雪による圧雪成長や路面残雪により、放置すると道路交通の確保が困難な状態となるおそれがあり、路面の平坦性を確保する必要がある場合に実施します。

・拡幅除雪は、堆積した雪により必要な車道幅員及び堆雪幅が確保されておらず、道路交通に支障をきたすおそれがある場合、又は新雪除雪の実施が困難な場に実施します。

・運搬排雪

運搬排雪は、堆積した雪により必要な車道幅員の確保が困難となり、引き続き降雪の増加が予想され、かつ道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施します。

・歩道除雪

歩道除雪は、必要な区間において、歩行者の通行に支障をきたすおそれがある場合に実施します。



〈歩道 機械除雪〉



〈歩道橋 人力除雪〉
(小沼歩道橋)

・凍結防止剤散布

凍結防止剤散布は、路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合に実施します。

散布材料は、塩化ナトリウムを基本とし、散布量は $20\text{g}/\text{m}^2$ 程度を目安として、対象区間の状況に応じた散布量を適宜設定します。



〈凍結防止剤散布〉

3) 大雪時の対応

大雪時もしくは大雪が予想される場合には、「大雪時の道路交通確保対策中間とりまとめ（令和 3 年 3 月）を最大限尊重のうえ、「人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避する」ことを基本的な考え方として、関係機関とも連携し必要な措置に務めます。

また、大雪時に急な上り坂などで立ち往生が起こりやすい区間を「予防的通行止め区間」として指定しています。立ち往生等により交通障害が拡大するおそれがある場合、早い段階で通行止めを行い、集中的・効率的な除雪作業を実施してまいります。

〔予防的通行止め区間一覧〕

路 線	地 区 名	区間延長 (km)
国道 20 号	上野原～甲州地区	45.8km
国道 20 号	韮崎～北杜地区	22.7km
国道 52 号	南部～富士川地区	50.8km
国道 138 号	山中湖地区	2.9km
国道 139 号	鳴沢地区	15.0km
国道 139 号	富士吉田～大月地区	18.4km
中部横断自動車道	富沢～六郷地区	28.4km

4. 老朽化対策

(1) 目的

今後、老朽化が進行する社会インフラが増大する事が見込まれるため、事後保全から予防保全への転換を図り、社会インフラの健康寿命の延伸を目指します。

(2) 実施方針

1) 橋梁

今後老朽化する道路橋の増大に対応するため、定期的な橋梁点検と点検結果に基づく橋梁補修を実施します。

2) トンネル

今後老朽化するトンネルの増大に対応するため、定期的なトンネル点検と点検結果に基づくトンネル補修を実施します。

3) シェッド、大型カルバート

今後老朽化するシェッド及び大型カルバートの増大に対応するため、定期的なシェッド及び大型カルバート点検と点検結果に基づくシェッド及び大型カルバートの補修を実施します。

4) 道路附属物等

横断歩道橋、標識、照明等の道路附属物等について、各々の点検要領に基づき点検を行い、変状を早期に発見し、沿道や道路利用者及び第三者被害の恐れのある事故を防止するための必要な措置を講じることで、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ります。

5) 舗装

舗装について、定期的に点検を行い、舗装の修繕を効率的に実施し、路盤以下の層を保護することで、舗装の長寿命化を図ります。

(3) 橋梁、トンネル等の点検結果の公表

橋梁、トンネル等の点検結果については下のサイトにて公表しています。
「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」

<https://road-structures-map.mlit.go.jp/>

5. 防災・震災対策

(1) 防災対策

防災カルテ作成済み箇所において、斜面及び構造物の状況を継続的に観察し、安定性の変化を経時的に把握するための定期点検を実施します。

6. ICT・AI等の新技術活用

(1) 現在の取り組み

1) 道路情報収集による維持管理の効率化・高度化

道路巡回時に車載カメラで映像を取得し、出張所や事務所等と迅速に現地状況を共有する事で、維持管理の効率化・高度化の試行に取り組んでいます。

2) 道路巡回の効率化・高度化

道路巡回時の点検情報をスマートフォンから道路巡回システムに登録し、巡回日誌等の自動作成や維持業者との情報共有の合理化を図る事で、道路巡回の効率化・高度化の試行に取り組んでいます。

3) AIを活用した舗装損傷の自動検知

車載カメラからの映像をAIにより画像解析し、マップ化や要注意箇所の明確化の試行に取り組んでいます。

(2) 今後の取り組み予定

関東地方整備局インフラDX推進本部等での検討結果も踏まえ、ICT・AI等の新技術の活用に向けた取り組みを進めていきます。

1) BIM/CIMモデルを活用した維持管理の効率化

維持管理分野でのBIM/CIMの活用について、中部横断自動車道（新直轄区間）から具体的な場面を整理し、活用方法を検討していきます。

2) 地下埋設物件等の位置情報のデジタル化

BIM/CIMモデルを活用し、地下埋設物件等の位置情報のデジタル化を今後検討予定です。また、事業の完成後の維持管理等において、そのBIM/CIMモデルを用いて地下埋設物の不可視部分の確認作業の軽減や効率化など図る事を今後検討予定です。

3) ドローンによる被災状況調査

災害の発災後短時間で被災状況を把握するためにドローンの活用を今後検討予定です。

7. その他

(1) 冠水対策

近年の局地的に発生する異常な集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対して、安全・円滑な交通を確保するため、アンダーパス部を対象に下記の対策を実施しています。

- ①異常豪雨時の走行注意を促す注意喚起の標識類設置
- ②冠水情報を提供する電光標示板の設置
- ③警報装置、監視装置の設置・点検
- ④パトロールの強化

(時間雨量で30mm/h以上の場合、緊急パトロール実施)

なお、④パトロールの強化については、管内の道路巡回区間内の雨量観測所において、時間雨量が30mm/h以上を記録した場合は、速やかに各区間の道路巡回を開始し、冠水注意箇所の点検、情報伝達等、必要な措置を講ずるものです。

山梨県内の道路冠水注意箇所



No.	市町村名	道路種別	路線名	地先名又は通称名
①	富士河口湖町	国道	139号	富士河口湖町船津 (富士スバルラインとのアンダーパス)
②	都留市	国道	139号	都留市田野倉 (富士急行線とのアンダーパス)

(2) 窓口業務

国道事務所及び出張所は、管理区間の道路において道路関係法令に基づき提出される各種申請書の受付手続きを行うとともに、道路利用者にとって、安全かつ良好な状況（構造）を維持するために、審査及び実施状況の確認を行い、適正な道路管理を行います。

- ・道路に関する工事の承認に関する事務（道路法第24条）

道路管理者以外の者が行う道路工事（自動車乗り入れのための歩道切り下げ工事、宅地造成等に伴う道路法面の切取り工事等）の承認業務

- ・道路の占用に関する事務（道路法第32条）

道路上に、道路管理者以外の者が電柱、広告看板その他これらに類する工作物、ガス管、上下水道管その他これらに類する施設を設置したりする場合に必要な許可業務。又は、露店、商品置き場、その他これらに類する不許可施設の適正化指導業務。

- ・道路損傷に関する業務（道路法第22・58条）

附属物（ガードレール、標識、植栽等）、路面等の損傷や、道路を油脂類、汚濁物等により汚損された場合等の原因者による原状回復、費用負担命令等に関する業務

- ・特殊車両に対する規制（道路法第47条）

特殊車両の通行許可申請受付、審査、指導及び取締りに関する業務



〈道路法第24条現地立会〉



〈特車申請窓口〉

(3) その他

- ・道の相談室

道路に関する相談（通報・問合せ・意見等）をインターネットで受け付け、各道路管理者と連携し、解決に向けて対応を行います。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/index00000008.html>

- ・道路緊急ダイヤル

人や車の安全な通行を妨げる「道路の穴ぼこ」「路肩の崩壊」「倒木」「落石」などの道路の異状を道路管理者に直接緊急通報することが出来る短縮ダイヤルです。

道路利用者が道路の異状を発見した場合には、携帯電話などから『#9910』（24時間受付）をダイヤルし、道路の種別番号を音声にしたがい入力することにより、各高速道路株式会社や各都県代表国道事務所に直接緊急通報することができます。

また、LINEアプリでも通報をすることができます。

通報を受けた内容は、各道路管理者や警察などの関係機関と連携し、迅速に対応を行います。



スマートフォンアプリケーション「LINE」に
「国土交通省道路緊急ダイヤル（＃9910）」の
友だち追加をしてご利用ください。
（友だち追加は二次元コード読み取りからも可能）

- ・ 交通規制情報

道路利用者に対して利便性の向上を図るため、関東甲信地域の高速道路、国道、一般道に関する規制情報（気象・災害・工事・事故・イベント等による）を提供しています。

HP URL <http://www.road.ktr.mlit.go.jp/>

X URL https://x.com/mlit_kanto_road

- ・ ホームページ

甲府河川国道事務所 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/>

関東地方整備局 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

- ・ X

甲府河川国道事務所 URL https://x.com/mlit_kofu

（４）問い合わせ先

甲府河川国道事務所 電話番号 055-252-8898（道路管理第二課直通）